

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-2-5
生活衛生の充実

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 薬事衛生課長 田原 研司 電話番号 0852-22-5257

事務事業の名称	医薬品等の安全確保事業	
目的	(1) 対象	薬局等を利用する県民
	(2) 意図	医薬品等が安全に提供される体制を確保する
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品医療機器法及び毒物及び劇物取締法に基づき、許可、監視、指導等を行う。 ・患者やその家族及び医療・介護関係者に対し、薬剤師・薬局の役割や機能を周知し、在宅患者へ最適な薬物療法が提供できる体制の強化を図る。 	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名	法令遵守率	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	%
	式・定義	(立入検査施設数-違反施設数) / 立入検査施設数 × 100	取組目標値					
			実績値	95.2	94.6	92.5		%
			達成率	-	99.7	97.4	-	
2	指標名	在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数の伸び率(国保分)	目標値	5.0	5.0	5.0	5.0	%
	式・定義	(当年の算定回数-前年の算定回数) ÷ 前年の算定回数 × 100	取組目標値					
			実績値		30.6	(8.9)		%
			達成率	-	612.0	-178.0	-	

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b)(千円)	7,146	9,378
うち一般財源(千円)	4,752	5,378

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

・薬事関係524施設及び毒物劇物関係180施設に立入検査を実施し、それぞれ42施設及び11施設で発見した違反について必要な指導を行った。違反内容は、掲示事項や手順書の不備、譲渡手続き違反等であり、健康被害につながるような違反は見られなかった。
 ・在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数の伸び率については、前年度に比較するとマイナスとなったが、前々年度に比較すれば、18.9%伸びていることから、前年度の算定回数か飛び抜けて大きな値であったと考えられる。
 ・モデル地区において、介護事業者等から薬の管理不良に陥っている高齢独居世帯又は高齢夫婦世帯等についての相談を受け付ける窓口として「かかりつけ薬剤師・薬局紹介センター」を設置し、薬剤師の訪問等につなげる事業を実施した。紹介実績はまだないが、薬剤師と介護事業者の連携体制の強化につながっている。

6. 成果があったこと(改善されたこと)

・薬局、医薬品販売業の店舗及び毒物劇物販売業の店舗等における医薬品等の管理が適正であるか確認され、不適正である場合には指導によって改善が図られた。
 ・かかりつけ薬剤師・薬局紹介事業を周知する中で、薬剤師と介護関係事業者の連携体制の強化につながった。

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

①困っている「状況」

・いわゆる健康食品について医薬品のな効能効果を謳った広告が見られる。
 ・在宅医療に携わる薬局が少ない。
 ・麻薬取扱者免許及び麻薬小売業者間譲渡許可については、麻薬免許システムを活用して、台帳管理及び免許証等発行事務を行っているが、本システムは平成31年度末に契約満了となる。

②困っている状況が発生している「原因」

・そもそも、「健康食品」について定義する法令は存在しないにもかかわらず、既に社会的に一定の認知がされている。
 ・人員体制などの問題から在宅医療に携わる薬局が少なく、どの薬局がサービスを提供し得るかわかりにくい。介護関係事業者等に、薬剤師の職能や連携方法が十分認識されていない。

③原因を解消するための「課題」

・悪意を持って違法な広告を行う業者がいる一方、法令についての認識が不足している業者も見られる。
 ・在宅医療に携わる余裕を生むだけの薬剤師数の確保と医療機関や介護関係事業者等への情報周知が必要。
 ・麻薬免許システムについては、平成31年度中に更新契約(開発業務委託等)が必要である。

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

・引き続き監視指導を実施し、違法な広告を行った者が県外に所在する場合は、所管の都道府県等へ通報等する。
 ・介護関係事業者や薬局薬剤師を対象とした多職種連携に係る研修会を実施し、薬剤師の職能や連携方法についての理解促進を図る。(薬剤師確保事業は別事業で実施)